

情報倶楽部

2022年6月

No. 254

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得 税

★ 所得税等の納税地の異動の見直し

- Q. 令和4年の税制改正では、納税地の異動になった場合の取扱いが改正になったようですが、どうなったのですか？
- A. 令和4年の税制改正では、所得税等の納税地の異動・変更手続きが次のように簡素化されました。

所得税では納税地の異動があった場合、これまではその異動前の納税地の所轄税務署長にその旨を記載した異動届出書を提出しなければならないこととなっていました。また、納税地を住所地から事業を行う所在地に変更するような場合には、変更前の納税地の所轄税務署長にその旨を記載した変更届出書を提出しなければならないこととなっていました。

これらの手続きが、令和4年の税制改正では、納税地が異動になった場合は住民票の異動情報により、また、転居以外の納税地の変更については確定申告の記載内容により確認できるとして、簡素化を図るという観点から、所得税の納税地に異動があった場合や納税地を変更する場合の届出書の提出が不要とされました。

上記の改正は、令和5年1月1日以後の納税地の変更等について適用されます。

なお、この取扱いは、個人事業者の消費税の納税地についても同じです。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/04taikou_01.htm#01_04

4その他 国税(2)

★ 住宅ローン控除の改正

- Q. 令和4年の税制改正では、住宅ローン控除の取扱いが改正になったようですが、どうなったのですか？
- A. 住宅ローン控除は、控除率を下回る借入金利で住宅ローンを借りている者が多いとの会計検査院の指摘を受けて、控除率と控除期間が次のように見直されました。

① 控除率

控除率が1%から0.7%に縮小されました。

② 控除期間

新築住宅は原則13年に延長され、既存住宅は10年に据え置かれました。

③ 適用期限

令和3年12月31日とされていた期限が令和7年12月31日まで4年間延長されました。

④ 借入限度額の上乗せ措置

既存住宅を含め、住宅の環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置が講じられました。

⑤ 適用対象者の所得要件

適用対象者の所得要件が合計所得金額3,000万円以下から2,000万円以下に引き下げられました。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1212.htm>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1213.htm>

★ 雑所得の区分

Q. 雑所得の区分が改正になっているとか。どのようなになっているのですか？

A. 雑所得の区分は、令和2年の税制改正で改正され、令和4年分(本年分)から適用されています。

改正では、雑所得は「公的年金等の雑所得」、「雑所得を生ずべき業務に係る雑所得」、「雑所得を生ずべき業務に係る雑所得以外の雑所得」の3つに区分されることとなっていますが、「雑所得を生ずべき業務に係る雑所得」と「雑所得を生ずべき業務に係る雑所得以外の雑所得」のいずれに該当するのかの判断については明確にされていないのでわかりづらいのですが、副業や兼業による収入が「雑所得を生ずべき業務に係る雑所得」に該当するものと思われます。

そして、この「雑所得を生ずべき業務に係る雑所得」を有する者については、前々年の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超える場合は、雑所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち、総収入金額及び必要経費に関する事項を記載した「現金預金取引等関係書類(請求書や領収書)」をその作成・受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から5年間保存しなければならないこととなっていますので、この点に注意をしておかなければなりません。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1500.htm>

法人税

★ 太陽光発電設備の事業供用日

Q. 太陽光発電に投資をしようと思っています。太陽光発電設備の事業供用日はいつになりますか？

A. 法人税法上、減価償却資産の事業供用日について明確な規定はありませんが、判例

では、次のように判断されています。

減価償却資産は、法人の事業の用に供され、その用途に応じた本来の機能を発揮することによって収益の獲得に寄与するものと解されるから、ある資産を事業の用に供したかどうかは、個別具体的な事実関係を前提として、その資産をその用途に応じた本来の機能を発揮するために使用を開始したと認められるか否かにより、認定及び判断すべきものと解するのが相当である。

太陽光発電設備の発電システム本体の用途は、電気事業者に対して売電するための電力を発電することであり、その本来の機能は、電気事業者に対して売電することによりその対価を得ることにあるものと認められる。

発電システム本体は、系統連系のための工事が完了しない限り、電力を発電したとしても、これを送電事業者の電力系統に供給することができず、電気事業者に対して売電してその対価を得ることもできないことから、系統連系のための工事が完了した日をもって事業供用日と判断しています。

そ の 他

★ 実質無利子、無担保融資

Q. 政府系金融機関における実質無利子、無担保融資が期限延長されているとか。どうなっていますか？

A. 政府系金融機関における実質無利子、無担保融資の概要は次のとおりです。この取扱いは令和4年6月までとなっています。

【対象中小企業】

1. 最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少していることまたはこれと同様の状況にあること
2. 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること

【融資限度額】

直接貸付 6 億円

【利率】

3 億円を限度として融資後 3 年目までは基準利率-0.9% (注)、4 年目以降は基準利率

(注) 売上高の減少が小規模の個人事業主が 5% 以上、小規模の法人が 15% 以上、中小企業者が 20% 以上のときは、利子補給制度の適用を受けることで**当初 3 年間は実質無利子**になります。

【担保等】

無担保

【返済期間】

20 年以内 (うち据置期間 5 年以内)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html> 資金繰り支援について